

## 自由民主党新憲法草案に関して

本日、「自由民主党新憲法草案」が決定された。

憲法の改正に当たっては、「安全保障」、「基本的人権の充実」と並んで国民主権を真に実現するために「地方分権の確立」を大きな柱としなければならない。

すなわち、真の国民主権を実現し、基本的人権を実質的に保障するためには、福祉の充実や生活環境の保全といった住民に身近な施策を住民自らの責任で推進する「地方分権の確立」が不可欠である。

「自由民主党新憲法草案」については、今後さらなる検討が加えられるのであろうが、前文に地方自治についての記述が追加され、「第8章地方自治」の内容を充実したことは、今後のわが国における地方自治、地方分権の重要性を十分認識されたことによるものとする。

一方で、地方自治の本旨、国と地方の役割分担、条例制定権の範囲などについて、さらに地方自治の理念に沿って内容を深める必要があるものとする。

全国知事会としては、「地方分権の確立」に向けて、今後、各政党、国会などで行われる憲法改正議論において積極的に提案と協議を行っていきたい。

平成17年10月28日

全国知事会憲法問題特別委員会委員長  
福井県知事 西川 一 誠